

静岡県告示第663号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和7年10月14日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 区域の名称

家代下神田A 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
掛川市		家代		次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から8号までを順次結んだ線及び 標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた 区域。
			字上神田	1903－1 1号
			字江津	1798 2号
			字下神田	1884－1 3号
			〃	1882－1 4号
			〃	1888 5号
			字上神田	1902－1 6号
			〃	1902－1 7号
			〃	1903－1 8号